

## 建築物の耐震化促進に伴う助成

地震に備えるため、昭和56年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅の耐震診断を希望される方に、無料で専門家を派遣し、耐震診断と耐震補強のアドバイスを受けられる制度を設けています。また、昭和56年6月1日以降に着工された木造住宅の耐震診断と、昭和56年5月31日以前に着工された木造以外の建築物の耐震診断、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震補強または、耐震シェルターなどの設置にかかる費用の一部を助成する制度を設けています。

**申込期限** 12月28日(火)

申込問建設課 ☎388-1117

## 家屋を新增築、取り壊しをしたときは届け出を

固定資産税は、土地や家屋の使用状況によって税負担が軽減されます。

家屋の新增築や取り壊し、用途変更があったときは、お早めに税務課まで次の届け出をしてください。

特に家屋の一部または全部を取り壊したときは、速やかに「家屋取壊届出書」の提出をお願いします。この届け出がないと、家屋を取り壊したという確認ができないため、翌年度以降も課税される場合がありますので、必ず届け出をしてください。

### 届け出が必要な時とその届出書など

こんなとき	家屋の所有者	土地の所有者
(1) 家屋を新築または増築したとき (申告にあたっては家屋の評価を実施します)	・ 新築住宅に関する固定資産税の減額申告書 (未登記の場合は「未登記家屋取得届出書」も必要です)	・ 住宅用地認定申告書
(2) 家屋を建て替えるとき	・ 家屋取壊届出書	・ 住宅建替中の土地に係る申告書
(3) 家屋の全部または一部を取り壊したとき	・ 家屋取壊届出書	
(4) 家屋の用途を変更したとき (例 店舗を住宅に変更など)	・ 家屋用途変更届出書	・ 住宅用地認定申告書
(5) 家屋が災害などの理由により滅失または損壊したとき	・ 家屋取壊届出書 ・ 固定資産税減免申請書	・ 被災住宅用地の特例適用申告書
(6) 未登記家屋の所有者を変更するとき	・ 未登記家屋取得届出書	

※ 登記された家屋を取り壊した場合は、別途、法務局で滅失登記をする必要があります。

問税務課 ☎388-1112

## インボイス制度説明会

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が実施されることに伴い、インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続の受付が令和3年10月から始まります。

事業者の皆さんにはインボイス制度への理解を深め、実施に向けて必要な準備を進めていただくため、説明会を開催します。

**日時** ①10月12日(火)午後2時～3時 ②11月15日(月)午前10時～11時

③12月8日(水)午後2時～3時

**場所** 岐阜南税務署 大会議室(岐阜市加納清水町4丁目22-2)

**定員** 各回20人

**参加料** 無料

**申込方法** 岐阜南税務署へ要予約

申込問岐阜南税務署 ☎271-7111(代表)自動音声にしたがって「2」を選択